

○財務省告示第四百四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年三月二十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成三十年四月十日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百五
十回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に
る法律（平成二十四年法律第
一号）第三条第一項並びに特
会計に関する法律（平成十九
法律第二十三号）第四十六
一項、第四十七条第一項及び
六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五
以下「振替法」という。）の規
の適用を受けるものとし、そ
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる
札（以下「価格競争入札」と
う。）による発行（以下「価格
競争入札発行」という。）、
争入札と同時に行われる入札
あつて、価格競争入札にお
定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五
以下「振替法」という。）の規
の適用を受けるものとし、そ
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる
札（以下「価格競争入札」と
う。）による発行（以下「価格
競争入札発行」という。）、
争入札と同時に行われる入札
あつて、価格競争入札にお
定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募

四 発行方法
争入札発行」という。）、
争入札と同時に行われる入札
あつて、価格競争入札にお
定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募

五

方募

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 別 | 債 | 行 | 争 | 非 | 者 | 特 | 国 | 札 | 非 | 入 | 価 | 法 | 入 |
| 参 | 市 | 及 | 入 | 価 | ・ | 別 | 債 | 発 | 競 | 札 | 格 | 決 | 定 |
| 加 | 場 | び | 札 | 格 | 第 | 参 | 市 | 行 | 争 | 発 | 競 | の | |
| 者 | 特 | 国 | 発 | 競 | I | 加 | 場 | 入 | 行 | 争 | の | | |

争入札発行」という。)

市場特別参加者・第II非価格競

るものごとに発行(以下「国債

参加者ごとに応募限度額を定め

て、財務大臣が各国債市場特別

した後に「行われる入札であつ

び価格競争入札の募入の決定を

価格競争入札発行」という。)

「国債市場特別参加者・第I非

を定めるものによる発行(以下

場特別参加者ごとに応募限度額

であつて、財務大臣が各国債市

競争入札発行」という。)

競争入札発行による発行(以下「

とすものによる発行(以下「非

得られる価格をその発行価格し

て格を募入れた各申込みの応募

の決定を受けた各申込みの応募

各申込みのうち応募価格の高い

もそのうち応募額を順次割り

当てる。その応募額を案分より

各申込みの応募額を割り当てる。

各国内市場特別参加者ごとの応募

募限度額の範囲内において各申

込みに応募額を割り当てる。

十五 償還期限 平成四十年三月二十日
十六 償還金額 額面金額につき百円
十七 元利支 日本銀行
十八 払込場所 財務大臣から通知を受けた者
十九 払込期日 平成三十年三月二十日